

湯沢市放課後児童クラブ利用調整指数表

① 基準指数

① 基準指数			基準 指数
区分	細目		
就労 ・外勤 ・自営（中心者）	月就労時間 176 時間以上	目安 1 日 8 時間以上	11
	月就労時間 154 時間以上	目安 1 日 7 時間以上	10
	月就労時間 132 時間以上	目安 1 日 6 時間以上	9
	月就労時間 120 時間以上	目安 1 日 5.5 時間以上	8
	月就労時間 88 時間以上	目安 1 日 4 時間以上	7
	月就労時間 48 時間以上 88 時間未満	目安 1 日 4 時間以上かつ週 3 日以上就労	6
就労 ・自営（協力者） ・農業 ・内職等	月就労時間 176 時間以上	目安 1 日 8 時間以上	10
	月就労時間 154 時間以上	目安 1 日 7 時間以上	9
	月就労時間 132 時間以上	目安 1 日 6 時間以上	8
	月就労時間 120 時間以上	目安 1 日 5.5 時間以上	7
	月就労時間 88 時間以上	目安 1 日 4 時間以上	6
	月就労時間 48 時間以上 88 時間未満	目安 1 日 4 時間以上かつ週 3 日以上就労	5
妊娠・出産	出産又は出産準備、休養を要する期間		8
保護者の 疾病・障がい	疾病（長期入院・常時臥床）	おおむね 1 か月以上の入院又は常時臥床の者	10
	疾病（長期加療）	医師が長期加療（安静）を要すると判断した者	8
	障害 1・2 級（身体・精神） 療育 A	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を 所持している者	10
	障害 3 級 療育 B		7
身体障害 4 級以下	5		
親族の 介護・看護	長期入院等	おおむね 1 か月以上入院している者の介護等に当たっている者	9
	同居の親族	同居親族の在宅介護等に当たっている者	6
	別居の親族	別居親族の在宅介護等に当たっている者	5
	障がいのある子の支援等	障がいのある子の通院、通学、介護等に当たっている者	9
就学	就学、技能取得のため通学等をしている者		7
a. 基準指数（計）			

② 調整指数（加算・減算項目）

② 基準指数に加える調整指数			調整 指数
区分	細目		
世帯の状況	ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯（離婚調停中を含む。）である場合		12
	生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合		8
	保育することが可能な65歳以上の祖父母等がいる場合（近隣に住んでいる場合を含む）		-3
保護者の状況	生計中心者が失業し、就労の必要性が高い場合		1
	育児休業（産休）を取得しており、復職する場合（申込期限以降から入所希望月中の復職を含む。）		2
	父又は母が、放課後児童支援員又は支援員補助として勤務している場合		3
児童の状況	兄弟姉妹と同一クラブの利用を希望する場合（同時申込含む）		2
	児童が障害を有する場合（障害者手帳、療育手帳、医師等の診断を有する児童）		1
b. 調整指数（計）			

③ 同一指数時の優先順位

③ 同一指数の場合の優先順位	
1	湯沢市民の世帯
2	ひとり親家庭（親族等が同番地に居る場合より居ない場合を優先）
3	生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合
4	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
5	虐待やDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
6	児童が障害を有する場合（障害者手帳、療育手帳、医師等の診断を有する児童）
7	低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
8	保護者が育児休業を終了した場合
9	兄弟姉妹（多胎で生まれた場合を含む）について同一の児童クラブの利用を希望する場合
10	保護者の勤務終了時間と通勤時間（放課後の時間帯と重なる時間）の合計がより遅い時間の場合
11	その他（家庭の状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童）

【選考基準】

- 湯沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準に記載の利用の要件を満たしている小学1年生から順に入所決定します。
- 利用の要件を満たしている児童が定員を超過した場合、学年毎に「① 基準指数・② 調整指数」の合計点数が高い児童より入所決定します。
- 「① 基準指数・② 調整指数」の合計点数に同点者があった場合、「③ 同一指数時の優先順位」を用いて入所決定します。
- 「① 基準指数」は、児童の保護者のうち、より在宅時間の長い者により判定するものとします。
- 書類の提出漏れや記載漏れがある場合、選考に反映することはできませんので必ず事前に確認をお願いします。

【選考例】

例) ◆◆クラブに空きがなく、〇〇クラブの受入可能枠が1名あり、△△、□□クラブの受入可能枠が2名ずつある場合。

【対象児童】

	世帯の指数	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん	24点	◆◆クラブ	〇〇クラブ	□□クラブ
Bさん	23点	〇〇クラブ	△△クラブ	□□クラブ
Cさん	22点	〇〇クラブ	△△クラブ	□□クラブ
Dさん	22点	△△クラブ	□□クラブ	
Eさん	21点	△△クラブ	□□クラブ	

【選考結果】

〇〇クラブ：Aさん、 △△クラブ：Bさん、Cさん、 □□クラブ：Dさん、Eさん

【選考方法】世帯の指数が高い順に調整

- 24点のAさんの第1希望に空きがないので、第2希望の〇〇クラブに決定。
- 23点のBさんの第1希望はAさんに決まったので、第2希望の△△クラブに決定。
- 残り1枠の△△クラブについて、22点で同点のCさん（第1希望はAさんに決定し第2希望）とDさん（第1希望）で調整する。結果、③ 同一指数時の優先順位によりひとり親であるCさんが、△△クラブに決定。
- DさんとEさんは、第1希望はBさん、Cさんに決まったので、第2希望の□□クラブに決定。

注) ③ 同一指数時の優先順位が同程度の場合は、家庭の状況を総合的に考慮し、より保育の必要性があると認められる児童を優先します。利用調整は、希望されたクラブで行います。希望外のクラブに空きがあったとしても、利用調整の対象となりませんのでご注意ください。